

包括的住替支援委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 西宮市営住宅における住替えサポートの包括的連携に関する協定書に基づき、西宮市が管理している市営住宅等及び西宮市が管理を受託している兵庫県住宅供給公社住宅（以下「市営住宅」という。）における福祉的なサポートを特に要する入居者（以下「入居者」という。）についての情報を共有し、入居者の実情に応じた対応に関する相談又は検討を行うことを目的とし、包括的住替支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会の構成員は、委員長、副委員長及び委員とする。

2 委員長は、都市局住宅部長をもって充てる。

3 副委員長は、都市局住宅部住宅管理課長をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる課の担当係の長又は係員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代行する。

(所掌事項)

第4条 委員会は次に掲げる事項について相談又は検討し、必要な措置を審議するものとする。

(1) 市営住宅管理における入居者の福祉的対応に関すること

(2) 市福祉関連部局又は外部機関との連携等に関すること

(3) 住替えに際して福祉的なサポートを特に必要とし、そのサポート等を別途委託する必要がある入居世帯の選定

(会議)

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、検討の対象となる案件について、委員長が必要と認める書類を提出しなければならない。

4 委員長は必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他議事に関係のあ

る者に対し、委員会への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(指定管理者)

第6条 指定管理者は、検討の対象となる案件について、委員長が必要と認める書類を委員会へ提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に定める書類を、委員長が指示する期限までに提出しなければならない。

3 指定管理者は、前条第4項により委員長が必要と認めた時は、関係者として委員会に出席し、説明をしなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、西宮市都市局住宅部住宅管理課において処理する。

(別途委託する場合の業務の遂行状況の確認又は指示等)

第8条 委託先への業務の遂行状況の確認、指示又は必要な協議等は、委託案件を提出した課の担当係の長又は係員が行い、委員会へ情報共有をしなければならない。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表

局部名	課名
都市局住宅部	住宅管理課
都市局住宅部	住宅整備課
都市局住宅部	住宅入居・家賃課
都市局住宅部	住宅調整課